

第2次 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」 (後期計画) 骨子案について

令和6年8月27日
子ども部 子ども政策課

◇ 目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

- 1 国の動向
- 2 踏まえるべき関連計画
- 3 子育て環境を取り巻く状況
- 4 前期計画の取組状況
- 5 「子どもと子育て家庭等に関する調査」結果
- 6 子ども・若者へのWEBアンケート調査結果
- 7 多様な子ども・若者への直接の意見聴取結果
- 8 イノベーションmiyaユース会議で提言された意見

第3章 課題の整理

- 1 子ども施策全般に係る課題
- 2 対象者別に見た主な課題

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 目標指標
- 3 基本理念が実現された姿（理想像）
- 4 基本目標

第5章 計画の展開

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って心身ともに健全に成長できる環境を整備するとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる「子育て・子育ての未来都市うつのみや」を地域社会が一体となって実現する。

2 計画の位置付け

- 本市の基本計画である「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」の分野別計画として、全ての子どもの子育て家庭を総合的に支援するための基本的な計画
- 「宮っこを守り・育てる都市宣言」の理念の具現化に資するもの
- SDGsのゴールにも資するもの



- その他、以下の子ども関連の計画を一体として策定する。
 - ・ 「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」
 - ・ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」
 - ・ 「子どもの貧困対策に関する法律」に基づく「市町村計画」
 - ・ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」
 - ・ 「成育基本法」に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」
 - ・ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」

第1章 計画の概要

【参考】計画の位置づけ

宇都宮市総合計画

宮っこを守り・育てる都市宣言

宮っこ 子育て・子育て応援プラン

こども計画

子ども・若者計画

貧困対策計画

次世代育成支援行動計画

成育医療等に関する計画

自立促進計画

連携・
整合

- ・ 宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン
- ・ 宇都宮市障がい者福祉プラン
- ・ 宇都宮市障がい児福祉サービス計画
- ・ 宮っこ未来ビジョン
- ・ 宇都宮市学校教育推進計画
- ・ 宇都宮市地域教育推進計画
- ・ 宇都宮市男女共同参画行動計画
- ・ 宇都宮市防犯対策推進計画
- ・ 宇都宮市食育推進計画

など

宇都宮市子ども・子育て支援事業計画

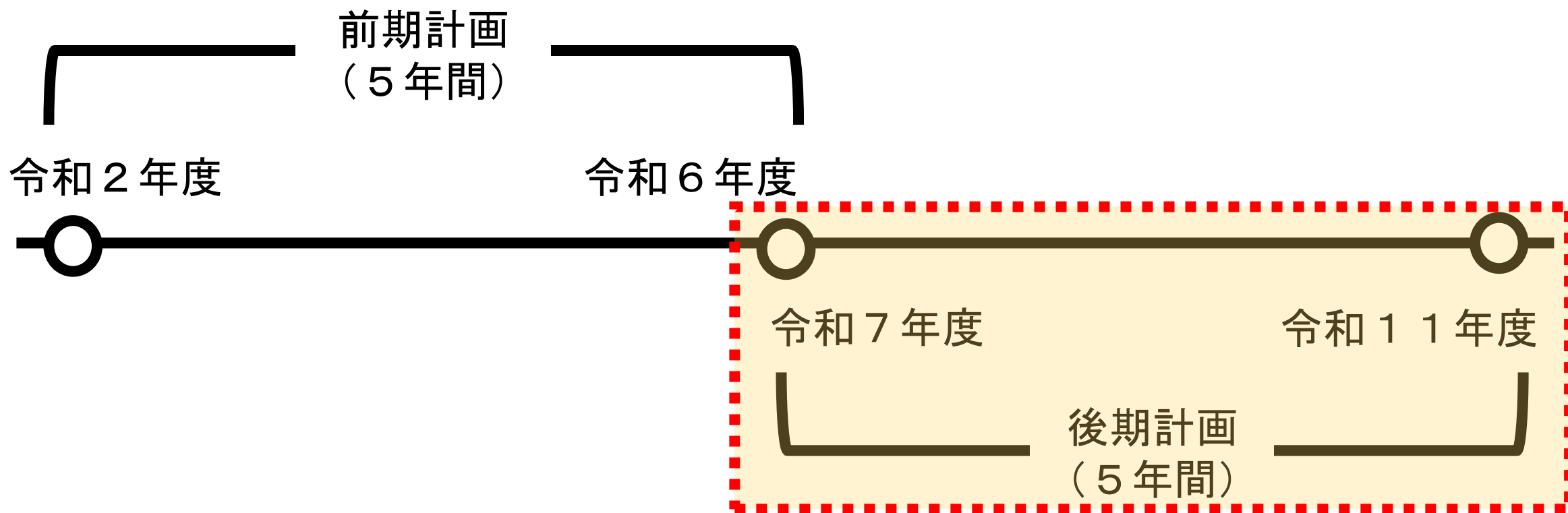
第1章 計画の概要

3 計画の対象

子どもや若者，子育て家庭，地域，企業など子育て・子育てに携わるすべての人と団体
(子どもの定義：心身の発達の過程にある者)

4 計画の期間

令和2年度から令和11年度までの10年間（後期計画：令和7年度～令和11年度の5年間）



第2章 子ども・若者や子育て家庭を 取り巻く状況

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 国の動向

- 「こども基本法」の施行（R5. 4）
 - ⇒ 子どもの権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す（子どもの意見表明権などを基本理念に条文化）
- 「こども大綱」の策定（R5. 12）
 - ⇒ 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現
- 「子ども未来戦略」の策定（R5. 12）
 - ⇒ これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向（「加速化プラン」の内容を明示）
- 「児童福祉法」の改正（R6. 4）
 - ⇒ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等
- 「子どもの貧困対策の推進に係る法律」の改正（R6. 6）
 - ⇒ 貧困の「解消」を明記，「現在」だけでなく「将来」の貧困を防ぐための切れ目のない支援
- 「子供・若者育成支援推進大綱」の改正（R3. 4）
 - ⇒ 全ての子供・若者が自らの居場所を得て，成長・活躍できる社会
- 「成育基本法」基本方針の改正（R5. 3）
 - ⇒ 母子保健情報のデジタル化等による，健康管理の充実や事業の質の向上

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

2 踏まえるべき関連計画

- 「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」(R5.8)【県】
- 「第3期とちぎ子ども・子育て支援プラン」(R7.3策定予定)【県】
- 「第6次総合計画改定基本計画」(R5.2)【市】
- 「宮っこを守り・育てる都市宣言」(R6.2)【市】
- 「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」(R5.2)など福祉や教育など他分野の関連計画【市】

3 子育て環境を取り巻く状況

- 出生数の減少(H27:4,848人→R4:3,309人(約1,500人(約32%)の減))
- 晩婚化・晩産化の進行
(【平均初婚年齢】男性:31.3歳,女性:29.8歳,【出産年齢】母親:35歳以上が増加傾向)
- 20代で結婚したい割合と20・30代の有配偶率にギャップ(20代:約62%,30代:約21%)
- 核家族世帯の増加(S60:84,358世帯→R2:122,506世帯(約38,000世帯(約45%)の増))
- ひとり親世帯の貧困率は低下傾向も2人親世帯と比較して高い状態を維持(44.5%)【国】
- 保育ニーズは高い状態を維持,在家庭児童は一定数存在
- 児童虐待相談件数は増加傾向(H25:349件→R4:613(264件(約76%)の増))
- 障がい者手帳保持者数(18歳未満)は増加傾向(H27:1,366人→R4:1,674人(308人(約23%)の増))

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

4 前期計画の取組状況

- 【計画全体の目標指標】希望出生率：基準値（H27）：1.72→現状値（R5）：1.49
- 基本目標の進捗：一部未達成であるが計画全体としては「概ね順調」
 - ⇒ 各基本目標の「市民満足度」については、「分からない」の回答が増加
 - ⇒ 引きこもりや不登校、児童虐待など困難を抱える子ども・若者への相談支援の目標達成状況に「やや遅れ」が多い

5 「子どもと子育て家庭等に関する調査」結果（主なもの）

- 関係性の貧困は20.0ptの増加（H30:36.4%→R5:56.4%）
- 希望出生率は0.23ptの減少（H30:1.72→R5:1.49）【再掲】
- 理想の子どもの数は2～3人、予定の子どもの数は1～3人
- 理想よりも予定の子どもの数が少ない理由は、金銭的負担及び身体的・精神的負担
- 不妊に悩む夫婦が一定数存在（約20%）
- 仕事時間と生活時間の優先度は、現実では仕事を優先する割合が多い

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

6 子ども・若者へのWEBアンケート調査結果（主なもの）

- 自分の将来に明るい希望を持っている子どもの割合は75.3%
- 周りの大人に見守り・支えられていると感じる子どもの割合は74.9%
- 周りの大人に意見を伝えられている子どもの割合は69.2%
- 将来の宇都宮の理想像は「安全」で「自然豊か」で「働きやすい」まち
⇒ 将来、定住を希望する人と転出を希望する人の比較では、定住希望者は「自動車移動の利便性」が高く、「文化・伝統」を大切にし、「働きやすい」まちをより強く希望する傾向がある。
- 理想のまちに近づくための自らの関わり方では「ボランティア活動を通して貢献」が最多
- 結婚をしたくない子どもの割合は、約15%
⇒ 現在の家族の満足度が高いほど、また、母親や父親と過ごす時間が長いほど結婚意向が高く
なっている。また、友人や学校の先生などとの「親密度」や現在感じている「幸福度」、「安心
できる居場所の有無」などとも密接な関係があると思われる。

point

- ➡ 文化的な体験・経験機会や職業体験などの取組の充実が必要
- ➡ 子どもたちがボランティア活動に参加しやすくなる機会の充実が必要
- ➡ 子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保が必要

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

7 多様な子ども・若者への直接の意見聴取結果（主なもの）

○ 要望の主な回答は「交通」に関すること

⇒ 「渋滞」や「バスの運行本数」，「自転車走行帯の拡幅」など交通に関する要望が多く，次点で，「商業・娯楽施設，飲食店」の要望が多い。その他，「障害のある子どもたちが気兼ねなく遊べる公園や屋内の遊び場，プールなどの施設」，「バリアフリー」関連の要望もあった。

○ 意見を聴かれることについては半数以上が「前向き」に捉えている

⇒ 「考えるきっかけになった」や「意見を出し合うことは良いことだ」，「聞いてくれて嬉しかった」など肯定的な意見が多い中，少数ではあるものの「言葉にできない子どもには意味がない」や「なんて答えればいいのか分からなかった」などの意見も見られた。また，「意見を聴くだけではなく実行してほしい」のように意見が反映されることに期待する声もあった。

○ 「周りの大人に見守り，支えられていると感じている」子ども・若者が約9割いる一方で，「周りの大人に自分の気持ちや考えを伝えることはできている」と回答した子ども・若者は6割にとどまる

⇒ 意見を伝えやす手法として，オンラインもしくは紙での「アンケート調査」や「HPやSNSなど意見を言える窓口の設置」，「意見箱の設置」などの意見が多い一方で，直接施設を訪問して「対面でヒアリング」することが望ましいとの意見もあった。

point

- ⇒ 障がい児が気兼ねなく利用できる公園や屋内の活動の場への対応検討が必要
- ⇒ 子ども・若者の意見表明の機会の確保が必要

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

8 イノベーションmiyaユース会議で提言された意見

《健全育成（遊び・学び）》

- ◎子どもが天候に左右されずに遊べるまち
- ◎子どもが思いっきり遊べるまち
- ◎子どもたちがいきいきと過ごせるまち
- ◎小学生が気軽に勉強や自習をしに行けるまち
- ◎子どもが自由にのびのびと学習できるまち
- ◎学生と社会人の繋がりが広がっていくまち
- ◎グローバルな最先端技術産業のあるまち
- ◎すべての子どもが自分らしくいられる支援を受けられるまち

《子どもの権利》

- 多様性を認め、差別をしないまち
- 子どもたちも子どもの権利について考えるまち

《安全・安心》

- ▽子供が安心して登下校できるまち
- ▽誰もが安全安心に暮らせるまち
- ▽事故なく安心してずっと暮らせるまち
- ▽自転車に優しいまち
- ▽公園やお店などに、子供だけで安心して行けるようなまち
- ▽事故・事件が少なく、だれもが安心して暮らせるまち

《子育て支援》

- ◇地域の人が子育てを支援するまち
- ◇兄弟姉妹が同じ保育園に通えるまち
- ◇みんなが結婚して子どもを産んで家庭をもちたいと思えるまち

point

- ➡ 天候に左右されず遊んだり、勉強したり、異年齢交流ができる活動の場への対応検討が必要
- ➡ 職業体験や体験・経験機会などの取組の充実が必要
- ➡ 多様な子育てニーズに対応できる支援策の充実が必要
- ➡ 子ども・若者の意見表明の機会の確保が必要
- ➡ 子ども・若者が安心・安全に過ごせる環境の整備が必要

第3章 課題の整理

第3章 課題の整理

1 子ども施策全般に係る課題

対象	課題	課題の概要
全体	少子化対策	- 国の「こども未来戦略」においては、2030年を目途として少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を示す - 本市では、少子化が進行 ⇒ <u>結婚、妊娠・出産、子育て、教育、子どもの自立までの切れ目のない支援による少子化対策を推進する必要がある。</u>
	子どもの貧困対策	- 国の「こども大綱」においては、市町村こども計画において、居場所づくりなどを施策に位置付けることが期待されている - 本市では、新型コロナウイルス感染症の影響も大きく受けたこともあり、周囲の大人との関係性の構築が困難な子ども・若者が増加 ・ <u>意見聴取結果やユース会議より、居場所や様々な体験・経験機会の確保が求められている</u> ⇒ <u>子ども・若者の意見を幅広く聴きながら、子どもの貧困対策を推進する必要がある。</u>
	相談支援体制	- 国の改正「児童福祉法」においては、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化が求められている - 本市では、児童虐待やひきこもり、不登校、障がいのある子ども・若者への相談支援体制の強化が求められている ⇒ <u>子ども分野における包括的な相談支援体制の充実・強化を図る必要がある。</u>

第3章 課題の整理

2 対象者別に見た主な課題

対象	対象者別に見た主な課題	課題の概要
子ども・若者	子どもの権利を尊重する環境づくり	- 国の「こども基本法」において、子どもの権利擁護が求められている - 本市では、子どもの権利を第1の柱とした「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定 <u>意見聴取結果やユース会議より、意見表明機会の確保が求められている</u> ⇒ <u>子どもの権利を尊重する環境づくりが必要である。</u>
	子どもの心豊かで健やかな成長への支援	- 国では、成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律である「成育基本法」を改正 - 本市では、支援との繋がりが難しい在家庭児童が一定数存在 ⇒ <u>子どもが心豊かで健やかに成長できる支援の充実が必要である。</u>
	たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援	- 国の「こども大綱」においては、市町村こども計画において、居場所づくりなどを施策に位置付けることが期待されている - 本市では、子どもの健全育成を第2の柱とした「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定 <u>意見聴取結果やユース会議より、居場所や屋内の活動の場、職業体験機会、ボランティア活動に参加しやすくなる機会の充実が求められている</u> ⇒ <u>子どものたくましい育ちや若者の自立に向けた支援の充実が必要である。</u>
	個別配慮が必要な子ども・若者への支援	- 本市では、引きこもりや不登校、障がい児、児童虐待など困難を抱える子ども・若者への相談支援体制の強化や切れ目のない支援の充実が求められている ⇒ <u>個別配慮が必要な子ども・若者への支援が必要である。</u>

第3章 課題の整理

2 対象者別に見た主な課題

対象	対象者別に見た主な課題	課題の概要
子育て 家庭	安心して結婚・妊娠・出産できる環境づくり	- 本市では、核家族世帯の増加に伴う子育て世帯の負担増大しているとともに、少子化の一因でもある晩婚化・晩産化が進行しているほか、子育て支援を第3の柱とした「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定 <u>ユース会議より、多様な子育てニーズに対応できる支援策が求められている。</u> ⇒ <u>安心して結婚・妊娠・出産できる環境づくりが必要である。</u>
	結婚、妊娠・出産の希望をかなえる支援	- 本市では、結婚願望がある若者は多いものの、その希望がかなわず、結婚につなげられていない状況 ⇒ <u>結婚の希望をかなえる支援の充実が必要である。</u> - 本市では、結婚後は金銭的負担や身体的・精神的負担のほか、不妊などの理由により希望する子どもを持たない若者が多い ⇒ <u>妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実が必要である。</u>
	多様なニーズに対応した保育サービス	- 本市では、児童人口が減少する中であっても、保育ニーズは高い状態 <u>ユース会議より、多様な子育てニーズに対応できる支援策が求められている。</u> ⇒ <u>多様なニーズに対応した保育サービスの充実が必要である。</u>
	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	- 国全体では、ひとり親世帯の貧困率は減少傾向ではあるものの、依然として大人が二人以上の世帯に比べると貧困率が高い状態 ⇒ <u>ひとり親家庭の生活・就労支援が必要である。</u>

第3章 課題の整理

2 対象者別に見た主な課題

対象	対象者別に見た主な課題	課題の概要
地域・企業	地域全体で子どもや子育て家庭を支える支援	- 本市では、核家族世帯の増加などにより、祖父母の協力を得られず、子育て負担が増大しているとともに、子どもの安全・安心を第4の柱とした「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定 <u>ユース会議より、子ども・若者が安全・安心に過ごせる環境の整備が求められている。</u> ⇒ <u>地域全体で子どもや子育て家庭を支える支援の充実が必要である。</u>
	児童虐待の防止	- 本市では、児童人口が減少する中であっても、児童虐待相談件数は増加傾向 ⇒ <u>児童虐待の防止に向け、地域全体で子どもを見守る必要がある。</u>
	仕事と生活が調和した社会づくり	- 本市の子育て世帯においては、家事・育児時間やプライベートの時間を優先したい希望があるものの、現実では「仕事」を優先すると回答した割合が高い ⇒ <u>仕事と生活が調和した社会作りに向けた取組の推進が必要である。</u>

第3章
 課題の整理

【少子化対策】

結婚，妊娠・出産，子育て，教育，
 子どもの自立までの切れ目のない
 支援

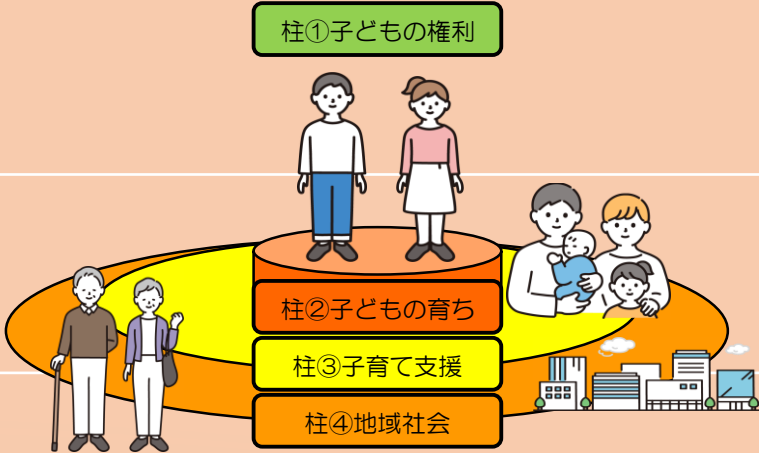
【子どもの貧困対策】

生まれ育った環境に関わらず，夢や
 希望を持って成長することができる
 環境づくり

【相談支援体制】

子ども分野における包括的な相談
 支援体制の強化

対象	対象者別に見た主な課題
子ども・若者 (宣言：柱①②)	・子どもの権利を尊重する環境づくり ・子どもの心豊かで健やかな成長への支援 ・たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援 ・個別配慮が必要な子ども・若者への支援
子育て家庭 (宣言：柱③)	・結婚・妊娠・出産の希望をかなえる支援 ・安心して妊娠・出産できる環境づくり ・多様なニーズに対応した保育サービス ・ひとり親家庭等の自立に向けた支援
地域・企業 (宣言：柱④)	・地域全体で子どもや子育て家庭を支える支援 ・児童虐待の防止 ・仕事と生活が調和した社会づくり



NCC

住みやすさ

移動しやすさ

SSC

(スーパースマートシティ)

3つの社会と原動力

ひとづくり

共生社会

DX

地域経済循環社会
 脱炭素社会

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

【現行計画における基本理念】

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる「子育ち」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指します。

「宮っこを守り・育てる都市宣言」において、「地域社会全体で子どもを守り・育てる」ことを全面に打ち出したことから、「地域社会が一体となって」の文言を明文化することとする。

【後期計画における基本理念（案）】

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる「子育ち」・「子育て」の未来都市うつのみやを地域社会が一体となって目指します。

《参考》「宮っこを守り・育てる都市宣言」の導入部分（抜粋）

すべてのこどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、思いやりの心をもって、人間力を高めながら、笑顔でいきいきと成長できる社会の実現に向け、私たちは、地域が一体となって宮っこを守り・育てる都市を目指し、ここに宣言します。

第4章 計画の基本的な考え方

2 目標指標

【現行計画における目標指標】

○ 希望出生率

基準値（H27）：1.72 ⇒ 目標（R11）：1.72以上を目指す

「市町村こども計画」の目的が「全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現」であることなどから、「子ども」に関する指標を新たに追加する。

【後期計画における目標指標（案）】

○ 希望出生率

現状値（R5）：1.49 ⇒ 目標（R11）：1.72以上を目指す

○ 「自分の将来に夢や希望を持てている」、「周りの大人は自分を見守り、支えてくれている」、「自分の意見や思いを周りの大人に伝えられている」と思う子どもの割合

【夢や希望】 現状（R6）：75.3% ⇒ 目標（R11）：80%

【見守り支え】 現状（R6）：74.9% ⇒ 目標（R11）：80%

【意見伝える】 現状（R6）：69.2% ⇒ 目標（R11）：75%

2050年に本市の人口が50万人台を維持するための条件として、合計特殊出生率が2030年までに1.72、2050年までに2.07まで向上することが必要（「宇都宮市人口ビジョン」より）

「こども大綱」における目標の数値を参考に目標値を設定
※「こども大綱」の目標の詳細は事項参照

第4章 計画の基本的な考え方

【参考】「こども大綱」における目標一覧

No.	項目	現状値	目標値
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	15.7%	70%
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	60.8%	70%
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	60.0%	70%
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合	74.2%	80%
5	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	84.1%	90%
6	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	97.1%	現状維持
7	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	51.5%	70%
8	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	20.3%	70%
9	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	66.4%	80%
10	「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	31.0%	55%
11	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	27.8%	70%
12	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	83.1%	90%

【夢や希望】 現状（R6）：75.3%⇒目標（R11）：80% ➡ No.9を参考に設定

【見守り支え】 現状（R6）：74.9%⇒目標（R11）：80% ➡ No.6・11を参考に設定

【意見伝える】 現状（R6）：69.2%⇒目標（R11）：75% ➡ No.8を参考に設定

第4章 計画の基本的な考え方

3 基本理念が実現された姿（理想像）

視点	現行計画における理想像	後期計画における理想像（案）	変更理由
子ども・若者	—	【地域・企業の視点から移動】 <u>年齢や発達に応じて、</u> 子どもの権利が <u>尊重される</u> 社会環境が整っています。	「こども基本法」の施行などを踏まえ、視点を変更 - 表現を分かりやすく修正
	年齢や発達に応じて、ふさわしい環境で養育されています。	【変更なし】	—
	自主的・主体的に活動し、心身ともに健やかに育っています。	【変更なし】	—
子育て家庭	結婚や家庭・子どもを持つことに夢や希望を描いています。	結婚 <u>すること</u> や <u>家庭・</u> 子どもを持つこと <u>にを望む誰もが将来に</u> 夢や希望を描いています。	価値観の押しつけとならないよう表現を修正
	妊娠・出産の精神・身体・経済的負担などが軽減され、安心して子どもを産み育てています。	妊娠 <u>や</u> 出産 <u>における</u> 精神的・身体的・経済的負担などが軽減され、安心して子どもを <u>生み</u> 育てています。	表現を分かりやすく修正
地域・企業	年齢や発達の程度に応じて、子どもの権利を尊重できる社会環境が整っています。	—	—
	地域社会全体で、すべての子どもや子育て家庭が夢や希望を持って安心して暮らすことができるよう、支え合っています。	地域社会全体で <u>支え合い、</u> すべての子どもや子育て家庭が <u>夢や希望を持って</u> 安心して暮らすことができ <u>るよう、支え合っています</u> 。	- 表現を分かりやすく修正 - 重複する「夢や希望」の表現は削除

第4章 計画の基本的な考え方

4 基本目標

視点	現行計画における基本目標	後期計画における基本目標（案）	変更理由
子ども・若者	子どもや若者が心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現	子どもや若者が <u>個人として尊重され</u> 、心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現	「こども基本法」の施行などを踏まえ、「個人として尊重され」の文言を追加
子育て家庭	結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現	【変更なし】	—
地域・企業	地域全体ですべての子どもや若者、子育て家庭を支えあう社会の実現	地域 <u>社会</u> 全体で <u>支え合う、子どもが主役の</u> 社会の実現	「宮っこを守り・育てる都市宣言」を踏まえ、表現を修正

第5章 計画の展開

第5章 計画の展開

【少子化対策】

- ・ 少子化対策に係る基本的な考え方を整理

⇒ 出会い・結婚から妊娠・出産，子育て，教育まで切れ目なく取り組んできたこれまでの本市の子育て支援について，全方位的にさらなる充実を図る。

【少子化対策の4つの視点】

- ① 子育て支援の充実
- ② 結婚活動の支援
- ③ 安定した雇用の確保（就労・職場環境整備等）
- ④ 都市拠点や住環境の整備

※ 本プランにおいては①・②を中心に取り扱い，広くまちづくりの視点である③・④については，事業レベルで関連の強いものを組み込んでいく。

【子どもの貧困対策】

- ・ 前期計画に引き続き，子どもの貧困対策（経済的貧困，関係性の貧困）を推進

【相談支援体制】

- ・ 地域共生社会の中における，児童相談所を含めた子ども分野の包括的な支援体制について基本的な考え方を整理

第5章 計画の展開

【現行計画】

【基本目標Ⅰ】 子ども・若者

- 1 子どもの心豊かで健やかな成長の支援
- 2 たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援
- 3 個別配慮が必要な子どもの健やかな発達の支援

【基本目標Ⅱ】 子育て家庭

- 4 仕事と生活を調和する社会づくりの推進
- 5 安心して妊娠・出産できる支援の充実
- 6 すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスの充実
- 7 ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実

【基本目標Ⅲ】 地域・企業

- 8 家庭や地域の養育力を向上するための支援の充実
- 9 家庭に寄り添う支援による児童虐待の防止
- 10 子どもの権利を尊重する意識づくりの推進

【後期計画】

【基本目標Ⅰ】 子ども・若者

- 1 子どもの権利を尊重する環境づくり【移動】
- 2 子どもの心豊かで健やかな成長の支援
- 3 たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援
- 4 個別配慮が必要な子ども・若者への支援

【基本目標Ⅱ】 子育て家庭

- 5 結婚、妊娠・出産の希望をかなえる支援【新設】
- 6 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり
- 7 多様なニーズに対応した保育サービス
- 8 ひとり親家庭等の自立に向けた支援

【基本目標Ⅲ】 地域・企業

- 9 仕事と生活が調和した社会づくり【移動】
- 10 地域全体で子どもや子育て家庭を支える支援
- 11 児童虐待の防止

結婚：新5へ
WLB：新9へ

事前：新5へ
事後：新6へ

新1へ

第5章 計画の展開

課題の整理から、現行計画との大きな乖離はないため、現行計画の「施策の方向性」を基本とし、表現を分かりやすく修正

【基本目標Ⅰ】

子どもや若者が個人として尊重され、心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現

1 子どもの権利を尊重する環境づくり

- 子どもの権利に関する意識醸成
- 子どもが意見を表明する機会の確保

事業例（主なもの）

- ・「宮っこを守り・育てる都市宣言」の推進
- ・イノベーションmiyaユース会議事業

2 子どもの心豊かで健やかな成長の支援

- 乳幼児期の成長や家庭の状況に応じた支援の充実
- 学童期や思春期における将来を見据えた健康づくりの支援

事業例（主なもの）

- ・こんにちは赤ちゃん事業
- ・食育の推進

3 たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援

- 子どもの健全育成環境の充実
- 子どもの学びの支援や教育の機会均等などの推進
- 若者の社会的自立に向けた支援の充実

事業例（主なもの）

- ・職業体験事業（宮っこトライ）
- ・宮っ子ステーション事業（放課後子ども教室）
- ・青少年の総合相談事業

4 個別配慮が必要な子ども・若者への支援

- 将来の自立に向けた適切かつ早期の支援の推進
- 身近な地域における支援の推進
- 成長段階に応じた一貫した切れ目ない支援の推進
- 社会全体の理解促進を図る支援の充実

事業例（主なもの）

- ・ここ・ほっと巡回相談事業
- ・居宅訪問型発達支援
- ・通学・通所における移動支援の推進
- ・発達支援ネットワーク推進事業

【凡例】

1：基本施策

●：施策の方向性

第5章 計画の展開

課題の整理から、現行計画との大きな乖離はないため、現行計画の「施策の方向性」を基本とし、表現を分かりやすく修正

【基本目標Ⅱ】
結婚・妊娠・
出産や子育ての
希望がかなえら
れる社会の実現

5 結婚，妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実

- 妊娠に関する正しい知識の普及啓発
- 結婚の希望をかなえる支援の充実
- 妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実

事業例（主なもの）

- ・性と健康に関する思春期の健康教育
- ・結婚活動支援事業
- ・不妊治療費助成

6 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり

- 妊娠初期から産後までの健康管理や相談支援の推進
- 子育て家庭の多様なニーズに応える子育て支援の充実

事業例（主なもの）

- ・産後ケア等事業
- ・多子世帯支援

7 多様なニーズに対応した保育サービス

- 年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現
- 教育・保育サービスの質の向上につながる取組の推進
- 子どもや子育て家庭の状況に応じた教育・保育サービスの充実

事業例（主なもの）

- ・教育・保育施設等による供給体制の確保
- ・教育・保育施設等への巡回指導支援の推進
- ・休日保育，病児保育

8 ひとり親家庭等の自立に向けた支援

- 生活基盤を安定させる就労支援の充実
- 安心して子育てと仕事の両立ができる支援の充実
- ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実

事業例（主なもの）

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・ファミリーサポートセンター利用料，病児保育利用者負担額の補助
- ・養育費保障支援事業補助金

【凡例】
5：基本施策
●：施策の方向性

第5章 計画の展開

課題の整理から、現行計画との大きな乖離はないため、現行計画の「施策の方向性」を基本とし、表現を分かりやすく修正

【基本目標Ⅲ】
地域社会全体
で支え合う、子
どもが主役の社
会の実現

9 仕事と生活が調和した社会づくり

- 企業等における働きやすい職場環境づくりの促進
- 働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進

事業例（主なもの）

- ・WLBや女性活躍推進の取組啓発事業
- ・ママパパ学級

10 地域全体で子どもや子育て家庭を支える支援

- 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える支援の充実
- 身近な相談支援体制の充実及び効果的な情報発信
- 家庭における養育力の向上
- 子どもの安全を守る取組の推進

事業例（主なもの）

- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・子育てプロモーション事業
- ・宮っこの居場所づくり事業
- ・通学路や園外活動時における交通安全対策

11 児童虐待の防止

- 児童虐待の発生予防
- 児童虐待の重篤化の抑制

事業例（主なもの）

- ・こども家庭センター
- ・要保護児童対策地域協議会（宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議）
- ・児童相談所の設置検討
- ・ヤングケアラー対策の充実

【凡例】

9：基本施策

●：施策の方向性

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

行政だけでなく、家庭（子どもの保護者）、事業者、支援団体など、子育て・子育てに関する全ての主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携、協力しながら、一体的に取り組むを推進します。

2 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、子ども・若者の意見を聴きながら、子ども・子育て会議（外部会議）や子ども政策推進委員会（庁内会議）において、計画の進捗状況の確認や評価などの進行管理を行います。

◎ 今後のスケジュール

令和6年11月上旬
12月～

令和7年 2月

子ども・子育て会議（素案）

パブリックコメントの実施

子ども・子育て会議（計画案）

庁議

⇒ 計画策定